

平成21年第 4 回基山町議会（定例会）会議録（第 4 日）										
招集年月日		平成21年12月 4 日								
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場								
開閉会日時 及 び 宣 告		開会	平成21年12月 9 日				9 時 28 分	議 長	酒 井 恵 明	
		散会	平成21年12月 9 日				13 時 51 分	議 長	酒 井 恵 明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏 名			出席等 の 別	議席 番号	氏 名			出席等 の 別
	1 番	大 山 勝 代			出	8 番	林 博 文			出
	2 番	重 松 一 徳			出	9 番	大 山 軍 太			出
	3 番	後 藤 信 八			出	10番	松 石 信 男			出
	4 番	鳥 飼 勝 美			出	11番	原 三 夫			出
	5 番	片 山 一 儀			出	12番	平 田 通 男			出
	6 番	品 川 義 則			出	13番	池 田 実			出
						14番	酒 井 恵 明			出
会議録署名議員		6 番		品 川 義 則			8 番		林 博 文	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 古 賀 敏 夫			（係長） 古 賀 初 美			（書記） 毛 利 博 司		
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 税務住民課長 健康福祉課長		小 森 純 一 松 隈 亞旗人 大 石 実 小 野 龍 雄 安 永 靖 文 岩 坂 唯 宜		こども課長 農林環境課長 まちづくり推進課長 会 計 管 理 者 教育学習課長			内 山 敏 行 吉 浦 茂 樹 平 野 勉 高 木 英 文 毛 利 俊 治		
議 事 日 程		別紙のとおり								
会議に付した事件		別紙のとおり								
会 議 の 経 過		別紙のとおり								

会議に付した事件

日程第 1	第69号議案	基山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
日程第 2	第70号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 3	第71号議案	基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 4	第72号議案	地上デジタル放送対応テレビの取得について
日程第 5	第73号議案	基山町立小中学校校務用ノート型パソコンの取得について
日程第 6	第74号議案	平成21年度基山町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 7	第75号議案	平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	第76号議案	平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	第77号議案	平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第10	第78号議案	平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第 4 号）
日程第11	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	第79号議案	鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について
日程第13	第80号議案	基山町公共下水道工事請負契約の変更について

～午前 9 時28分 開議～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 第69号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第 1. 第69号議案 基山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○5 番（片山一儀君）

自己啓発等休業に関する条例の中を見ますと、第 9 条に任命権者から求められた場合とは書いてある。求められたほか、こういうときにはね。定期報告と随時報告があるのか、定期報告はどうなっているのか、これをちょっとお伺いしたいのと、もう 1 つ、第10条に号給の調整ということは理解できるんですけども、地方自治法の第26条第 2 項の 3 に「第 1 項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、条例で定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。」と書いてあるんですね。それはこの条例で決めるのか、あるいはこういうケースの給与条例に減額措置のことは書いてあるのか、それはいかにになっているか質問をします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

定期報告の件でございますけれども、報告、これは第 9 条においては、ここに書いてありますように、当該職員が大学の課程とか国際貢献を取りやめた場合に任命権者に報告しなければならないということございまして、2 項のほうに「任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることに」、これが定期的な、定例的な報告をここで規定しております。

それと、先ほどの第26条の 5 の第 3 ですか、これに基づいて支給しないということで考えております。無給ということで。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

地方自治法には、要するに承認を受けて学校に行く場合には、条例の定めるところにより、減額して給与を支払うものとするを書いてありますよね。（「地方自治法じゃなかよ。公務員法」と呼ぶ者あり）ああ、済みません、公務員法の第26条ね。給与を支給するものとして書いてある。私は当然支給しないかと思っていたんですが、支払うものとして書いてあるんですよ。私も無給だと思って、無給で共済組合から7割か8割か出るんだろうと思っていたら、この地方公務員法の第26条の3には、ちょっとびっくりしたんですが、「承認を受けて勤務しない場合には、条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。」と書いてある。だから、これはどうなっているのかなというのが私の質問なんです。

それから、前の質問は答えになったけど、これには規則が出てきていないから、何月と何月に定期報告をせろということが書かれるのかどうか分からないから聞いたんです。本来この条例に入っているのは臨時報告ですよ。こういう場合があった場合には報告せろということなんです。ですから、条例で決めるのか、規則で決めるのか分からないけれども、定期報告は当然入ってこなきゃいけない。指揮下にあるんですからね。給与をやって、減額をしていてもあるわけですから。そのところはこの条例でどうなっているのかということなんです。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

まず、給与の件でございますけれども、地方公務員法の第26条の5第3項に「自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。」というふうに書いてありますので、それに基づいて給与の支給は行いません。

それと、定期報告に関しましては、随時定期的に職員に報告をさせるようにこちらのほうから指示をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

これは私は基山町では初めてですが、この最後の提案理由の地方公務員法に基づきということですが、この制度は、今までにはほかの市町村ではよく新聞なんかで国際貢献の奉仕活動とか、あるいは海外農業指導者協力隊とか、いろんな活動団体があって今までも実施されておったわけですが、今までに基山町はこの条例というのですか、これについては全然初めて地方公務員法がことしから施行されるわけですか、その件についてちょっとお聞きしたいと思いますが、ほかの市町村ではこれは行っておったような形が、私の知ったところはよく行かれてある方もおられたので、オーストラリアとかアメリカとか、そういうようなことであったわけですが、ことしこれ地方公務員法が変わったから、基山町は初めて出しよつとですか、ちょっとその辺をまず1点。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

いえ、そういうことではございません。（発言する者あり）はい、ありました。それで、参考まででございますけれども、県内でこの条例制定をしているところは、まず県がしております。それと武雄市、鹿島市、大町町、有田町、太良町の、市町村でいけば2市3町が現在制定をされてあります。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

何で今の時期に基山町はこういうのを出されたのかなというふうに思うわけです。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

該当する者が出てくる予定がありますので、今回制定をさせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

これはお互いに北海道のニセコ町なんかも自分たちで、海外にしても東京の本庁にしても自分たちが企画すれば、そして出張すれば前もってから行ってあったわけですね。そうい

うのがやっぱり基山町はおくれているような感じがしましたもので、こういうのが早くあったら、やっぱり職員研修という立場で早く条例でも設定しておられたほうがよかったんじゃないかというふうに思ったわけでございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。重松議員。

○2番（重松一徳君）

先ほど言われましたように、その間は無給と。それで、例えば、共済とかいうのをそのまま、例えば、共済年金に入るという場合は、逆に手出しをしなければならないという問題もありますね。そこは1つ確認です。

それともう1つは、その間ですね、例えば、2年、国際貢献は3年と、その間、職員がその分、職員数が減ると。今、職員は、私は、そんなに余裕を持って職員が多いわけじゃないと思うんですね。ずっと職員を減らしてきていますし、職員管理計画に基づいてされていると。その間、減った分の職員はどのような形でカバーされるんですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

今の件でございますけれども、2条に書いておりますように、「公務の運営に支障がなく」ということに一応なっております。ただ、どうしてもそこに、もし行かれたところの職員の職場体制がどうしても臨時職員とか雇わなければならないということであれば、当然そういった措置はしていかななくてはいけないと前向きに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

総務課長、もう1点。

○総務課長（大石 実君）

共済の件ですね。済みません。申しわけございません。当然本人が支払っていかなければなりません。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

当然今、職員がされている仕事に例えば、大学に履修される場合は、それが大学履修期間を終わって職場復帰するときには、当然それは仕事に有益になるような大学の履修じゃないと全く意味がないというのがあるから、それはただ単に、これは確認ですけども、それを認める場合にどのような基準によってこれは認められるんですか。例えば、自分はこういう大学でもこういうところに行って勉強したいとかあるでしょう。それに対して町長決済になるんだろうと思いますけれども、それを認める、認めないという判断ですね、これは何かそういうふうな判断基準というのがあるんですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

特別判断基準というのはございませんけれども、やはり単なる個人の趣味とか転職を前提としたとか、そういったものは対象とならないと思っております。やはりここにも書いてありますように、自分の仕事のためとか、基山町のためになるようなことでやはり休業することではなければ認められないと思っております。それにつきましては、こういった内容で行くかというような資料添付等をさせたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

最後ですけども、国際貢献ですね。今いろんな方が国際貢献、海外に出られています。今、海外、犯罪もまた片方発生しているという場合に犯罪に巻き込まれると。身分的にはその間休業であっても、基山町の職員としての身分はありますね。だから、この辺もし犯罪等に巻き込まれた場合の補償関係とか、業務はこれどのような整理の仕方をされるんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

町独自の、犯罪そういった巻き込まれたことに関してはちょっと考えておりませんけれども、そういった機構から派遣されるわけですから、そういった補償はその機構からの何らかの手当て、交渉なりするときはそこからするだろうし、日本政府も入ってするだろうし、そういうふうに考えております。その機構がされるものと思っております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

今、思っておりますて、重要なことですけど、結局、問題は休業ということで、先ほど重松議員からありましたように、労災の規定は消えるわけでしょう。公務員の労災、それは今言われましたように労災の部分は公務員の労働災害補償ですよね。それとか、退職手当の通算とか、そういうのはないんでしょう。（発言する者あり）もし労災とかいろんな場合あったときには労災の適用は受けないですね。明確に言われんと、と思いますじゃなくて、結局、その期間中、2年なら2年の期間中、退職手当、給与の復活はあるというふうに書かれていますよね、昇給は。災害補償、労災の部分と退職手当の通算の問題ですね。共済は当然、共済費はこれはもう払わないんでしょう。（発言する者あり）労災も地方公務員の共済組合に払うんですか、本人が。私は切れると思っていたんですよね。切れると思うんですよ。その辺を明確に。その辺が一番大事なことです。職員がもしされたときに、2年間なら2年間の労災なり退職手当の通算とか、給与は復活すると書いてあるんですね、ここに。ほかの面が全然書いてないんですよね。

○議長（酒井恵明君）

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（大石 実君）

済みません。その辺ちょっと確認をさせてもらってよろございますでしょうか。後で、済みません。

○議長（酒井恵明君）

総務課長、すぐできますか。なるべくこの項で、この69号で行きますので、すぐ。

ちょっと答弁調整、暫時休憩します。

～午前9時44分 休憩～

～午前9時48分 再開～

○議長（酒井恵明君）

暫時休憩いたしておりましたが、再開します。

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（大石 実君）

どうも済みませんでした、時間をとらせてまして。

共済掛金は自己負担で、退職手当の負担金と共済掛金の負担金は町が支払います。ただ、個人の掛金の分は個人が当然払っていただかなくてははいけません。それと、労災の件はありません。労災保険のほうは、仕事で行くわけではございませんのでは、支払いはございません。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

片山議員。

○5番（片山一儀君）

朝っぱらから、総務課長におわびをします。3項と5項の読み違いをいたしまして、深く公式の場でおわびいたします。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第69号議案に対する質疑を終わります。

日程第2 第70号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第2．第70号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第70号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第71号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第3．第71号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第71号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第72号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第4．第72号議案 地上デジタル放送対応テレビの取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○5番（片山一儀君）

何度も言ってくいようなんですが、本議案には提案理由がありません。提案理由ではないことも、その地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める必要があるからと。議会は何を基準に議決をすればよろしいんでしょうか。提案の必要性も何も書いてないのに、出す必要があるからと、こういう話なんですね。判断基準がないものを提出されて議会の議決を求めると。これほど議会をばかにした話はないんじゃないかと思うんですね。補正予算についても後ずっとありますから、ついでに言わせてもらいますが、提案理由を書けないという声を聞きますが、これは要約能力の不足しているんですよ。ちゃんと要約できる。中学校から我々は文章の要約を教わってきているわけですが、ちゃんと要約をして必要性をやっぱり述べないと議案にならない。課長から出される提案ですから、逐次提案理由を何とか出されて苦勞がされているのは、小さな兆しですけど、見えるんです。上杉鷹山という有名な方がおられますが、彼が言っています。「成せば成る 成さねば成らぬ何事も 成らぬは人の成さぬなりけり」と。ひとつこれはあしたの基山のためにチャレンジをしていただいて、この必要性があるからこの提案をするんだらうという言い方をして、必要性をじゃ議会が判断をしていいとか悪いとか、こういうことになるんです。

逐次ありますが、要するに提案の必要性のない議案というのは税金の無駄遣いですから、ひとつそういうふうにご心がけていただいて、できればこの各73号から80号全部議案そうなんですが、提案理由を文書で求めるとか、そこまでは私は今申しませんが、本来はしなければ、

議会で議決をする要件を満たさないんじゃないかと、こう考えるんですね。ひとつよろしく
お願いをいたします。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。重松議員。

○2番（重松一徳君）

今回これ議案として上がってきているのは、今言われましたように7,000千円以上の財産
取得と。基山小学校、若基小学校、基山中学校でそれぞれ54台ということで、これ一括して
から入札されたんですね。これはどうしてそれぞれの小学校の54台、振り分ければ小学校に
何台とかというふうになるんでしょうけれども、どうしてこれはそれぞれの小学校ごとに入
札をされなかったんですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

それぞれでするよりも一括したほうが当然安くなるという判断をいたしまして、一括して
しております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

私はそうは思わない面もあるんですね。それから、今回の入札が公募型の入札と。資料を
見れば4社と。公募で4社しか基山には該当——該当というか、これに入札に応募された業
者が4社しかないんですか。それ以外はないんですか。ちょっと確認です。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

それ以外にも業者の方はあると思いますけど、応募されたのは4業者でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。3回目ですね。

○2番（重松一徳君）

これはもう1つ後の議題にも関係するので、後の分でまた質問しますけれども、この予定

価格が落札率から見れば今回、岡電気さんがとられた落札率が91.56とありますね。しかし、もともとの予定価格が果たしてどういう基準でされたのかなと。というのは、これは緊急経済対策の中身でこれはどこでもされていますね。このデジタルテレビ、その後のパソコンの購入ですね。いろんな市町がされています。その中で予定価格に物すごくばらつきがあるんですね。後のパソコンの関係もまた再度申し上げますけれども、そうすると、この予定価格というのはこれ金額ですので、この場でどのような、決め方はあるかもしれませんが、これはどのような基準でこの予定価格はお決めになりました。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

予定価格は町長が決定されますので、ちょっとこちらのほうではわかりませんが。

○議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。3回終わりましたね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第72号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第73号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第5．第73号議案 基山町立小中学校校務用ノート型パソコンの取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○2番（重松一徳君）

先ほどの関係にもなるんですけれども、例えば、鳥栖市、今回パソコンを大量に購入されていますけれども、それぞれの学校ごとに全部入札をされています。例えば、鳥栖小学校10台、田代小学校何台と、全部それぞれの小学校ごとにですね。そして、そこは多分10社ぐらいが応募しているんです。その10社ぐらいのうち7社ぐらいが辞退されています。余りの予定価格が安いということで。予定価格がこれ単純に計算してもらえばわかるんですけれども、基山の場合が91台購入で19,198千円ですね。これから計算すると1台幾らというのが出るんですけれども、鳥栖市の場合は予定価格が1台100千円ですね。だから、応募した業

者でも、とてもこの金額では落札できないということで7社ぐらいが辞退されているんですね。そして、予定価格を100千円と書いてあっても、例えば、松下電器だったかな、入っていましたけれども、もう二十何万というふうな明らかに入札に届かないと。最初からできないみたいな金額を出されているところもあるんですね。

だから、私は先ほども言いましたけれども、予定価格がどのように決められたのかというのが物すごくこういう既製品のパソコンとかなんとかを購入する場合は、市場単価と、今よくテレビなんかを購入する場合もそうでしょうけれども、製造元が出す単価と、それから例えば、販売店が出す単価とか、あと市場単価とか、いろんな部分で開きがありますね。だから今、公正取引委員会かなんかがそういう金額を出す場合には何か一定歯どめをかけていますね。だから、そういう問題とかがあるんだろうと思うんですね。だから、私は今回の場合、もしノート型パソコンでいろいろ違うんでしょうけれども、鳥栖が購入されるパソコンと基山が購入するパソコンが性能が明らかに違うと。約倍予定価格が違いますので、明らかに性能も違うと。そして、明らかに中に入っているソフトも違うというのがあれば、私は根拠がつくと思うんですよ。予定価格の決め方でもですね。しかし、明らかにこれ見ても、例えば、一緒のパソコンだったという場合は、これ鳥栖市が明らかに不当に安い予定価格を示したのか、基山が逆に言えば明らかに高い予定価格を示したのかという問題が私は出てくると思うんですね。だから、こういうところはどういうふうな決め方をされたんですかというふうにさっきから聞いているんです。

佐賀県全部を見れば、特にこのパソコンについては物すごく開きがあるんですね。購入価格の落札率にしても。だから、この辺は何か明らかに、例えば、下あたりで情報公開等申し込まれてから、落札もどのような基準でこの金額を決められたのかというふうな、例えば、オンブズマン等から指摘されて、きちっと答えるだけの材料というのはそろえることができますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

一応これについては設計額といいますか、それは当然見積もり等をとって、そしてその後、町長から予定価格を決定していただいております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

今回、基山町がとられているこの学映システムですね。76%で落札されています。鳥栖市にもこの学映システムは入札応募されているんですね。しかし、辞退されています。鳥栖市はだから小学校、中学校別々に出していますので、十何校だったかな、10校ぐらいあるのかな。全部この学映システムは辞退されています。とっている業者は内田洋行と――業者名を言ってもあれかもしれませんけれども、公表されておりますので、内田洋行という、これは本社は東京ですか、佐賀の営業所のところがとられていますけれども、予定価格のぎりぎりの九十何%をとられて、あと1社は落札見積もりよりも高い金額を示しているというぐらいのあれで、鳥栖市のほうがおかしいのかなというふうにもちょっと私は思っているんですけども、それにしても余りにも倍からの予定価格の開きがあるというところで、ちょっと改めてこの入札についてはやっぱり公正な部分での客観的な判断というのが今から先は必要になりますので、再度改めて意見をしておきたいと思いますし、私もこれについては少し実際に小学校に配備された段階でそのパソコンの機種も調べて、そして、それぞれ書類等も調べて、鳥栖市のほうも一緒に見て回って、本当にこれが倍の金額も開くようなパソコンだったのかというのはやっぱり確認しないといけないと思うんですね。この辺については、私はやっぱり議会としてもするべきではないのかなと。これもし決算する場合はですね、というふうにもちょっと思っておりますので、この点については執行部の方も再度改めて点検をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

品川議員。

○6番（品川義則君）

学校で使われる機材でございます。町の財産でございましょうけれども、教育委員会なり学校の使用目的も多々あると思うんですけども、また、その辺のところの意向を聞かれたのか。

それと、教育委員会にお尋ねいたしますけれども、鳥栖、基山で同じような条件でありますけれども、そういった過去の鳥栖の情報とか、そういうものを収集されて基山の今回の条件に生かされたのか。

もう1点が公募条件のほうでございますけれども、5年以内に基山と取引があったところ

ということでございますけれども、その業者は大体何社ほどあったのかですね。

それと、先ほどの前の件と一緒にですけども、3つに分けた場合の費用はどれぐらいの増加になるのかですね。入札を3つにした場合の費用はどれぐらいかかるのか、以上3点お願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

過去5年間で、ちょっと正確には覚えておりませんが、十数社あったものと思っております。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

学校関係の方でございますが、各小・中学校の事務担当者並びに教育委員会教育学習課の職員、私も含めたところですけど、その中で先生とか私の意見も聞きながらどういうふうな形が一番いいと、セキュリティまで含んだところで協議はいたしております。ただし、他校等との比較等は、まだよそもしていた段階でございましたので、そことの比較はいたしておりません。

○議長（酒井恵明君）

品川議員。

○6番（品川義則君）

それはどこまで行っていたわけですか。他校と比較とは、鳥栖とはしていないということですか。基山の3校だけで話し合いをしたということですか。それと、その情報は町の執行部には行ったわけですか。全く行っていないわけですか。それと、どれだけの要望をされたのかですね。

それともう1つは、教育委員会の要望を聞いて、町としては近隣市町との比較等はそういった検討はされたのでしょうか。重松議員の質問であると、相当の差額がもともとあったということですけども、入札を3本に分けると費用が多くかかるからということで、そういったことと、今回のパソコン1台の単価が物すごく入札の基準が変わったということですよ。その差がどれだけあるのかですね。どちらのほうが必要なかわからないですけど、待つて

おります。教育委員会の意向をどの辺までまとめた意見として出されたのかですね。その教育委員会の意見は町執行部はどの程度受けて、また近隣市町との比較をされたのか、この2点をお尋ねします。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

教育委員会関係の分につきましては、先ほども言いましたとおり町内の3校での意見の聴取をして、その中で教育委員会のほうでそれに基づいて仕様書を作成し、それに基づいて入札見積もり関係をとらせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

仕様書その他市町村との比較は行っておりません。

○議長（酒井恵明君）

品川議員。

○6番（品川義則君）

であれば、ふだんから鳥栖とか近隣と教育委員会なり執行部の方とのいろんな交流があると思いますので、こういったということを、いつも言われている近隣市町と比較して一番適正なものを子供たちに供給できるように、同じ費用がかかっても内容的にはバージョンアップできるもの、そういったパソコンというのはいろんな組み合わせでできると思うんですよね。そういったふうに予算の利用をもう少しきめ細かく自分たちが知恵を出してレベルの高いものを求めるためにどうしたらいいかという工夫をもっとこれからしていただいて、少ない資源を多く活用していただきますように要望いたします。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

ちょっと気になることがあって、発言しない予定だったんですけど、ちょっとお尋ねをしたいんですけど、先ほど、当然、仕様書があると思うんですね、パソコンならパソコンに。内蔵のハードディスクが100ギガ必要であるとか、あるいはOSだけ入っておけばいいとか、

それにエクセルとワードを入れるとか、あるいは一太郎を入れるとか、そういう仕組みがあって汎用とは全然違うと思うんですが、ちょっと気になった事項は、仕様書をつくられるんですよね。仕様書をつくられて、入札価格があって予定価格を決めるとおっしゃったんです、先ほど。だから気になったんです。

私は、九州一円に27共済支部がありますが、そこに現地の価格調査を命じたことがあります。やはり予定価格を決めるのがリーズナブルでないといけないと思うんです。例えば、この前、放課後教室の入札、50,000千円以上は、これは議会の承認が得なきゃいけないということが出てきましたね。私はあのとき、先ほどありましたけど、予定価格をなぜ決めたのか。予定価格がなぜ妥当性があるのか、それに対して入札がどう、そういうデータがなくて、ただ50,000千円以上が議会の承認が得なきゃいけないからという形で議会に出されているんです。そうすると、議員としては、あるいは議会としては何を基準に判断を、それがいいかどうかという判断をすることができないんです。要するにそのところがすべてリーズナブルにやっぱり手順を打って、例えば、入札だったら予定価格はこういうふうに算定してこれが予定価格なんです。こういうことを考慮しています。パソコンでもそうです。予定価格を設定しています。こういう形で設定しています。それはこういうふうに調べています。パソコンは市販と全然違いますから、ソフトの組みかえするのに物すごくお金がかかります。したがって、こういう予定価格になっていますというふうなやっぱり予定価格を決めるにしても業者から、これは基山町の業者の方ですよ。いや、来年度の予算見積もりを依頼されていますというような話なんです。どれぐらいで予算を組まれるか。予算を組むための資料提出を求められているとおっしゃるんですが、大変だとわかりますけれども、やはり行政は行政としてリーズナブルな物の考え方、思考過程、決定をしていかないと、要するに業者の言うままにというか、そのひどいのが一番談合なんですけれども、なっていくんじゃないかと思うんです。だから、そこらあたりをよくお願いをしたいと思って手を挙げさせていただきました。事後そういう形でよろしく、今回も80議案出ていますけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（酒井恵明君）

要望ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。大山議員。

○9番（大山軍太君）

パソコンのことはよくわかりませんが、今度学校で購入をされるパソコンと自分たちが自宅で使いよるパソコンの違いはどういうふうに違うわけでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

容量的には、今度教務用で使いますパソコンと容量的にはほぼ変わらないと思いますけど、一番の違いというのは、U S Bキーというこういうふうなチップみたいな感じのキーがありますけど、そのU S Bの認証システムというのが今回入っていることが一番の違いだと思います。これは先生、個人個人に1つずつU S Bの認証キーを渡すようにしております。そのキーをパソコンに差し込まないとパソコンが起動いたしません。それになおかつ、そこにパスワードを入れて初めてパソコンが動くようになります。これも普通のU S Bにつきましてはメモリーで保存することができますけど、この認証システムのU S Bにつきましては保存はできません。ただ、起動させるだけの、例えば、車のキーみたいな感じの起動させるための認証システムのキーでございます。

また、佐賀県の教育委員会が出しております、学校における個人情報の保護のガイドラインというのがあります。それに基づきまして、ふだんできないことは学校長の承認が要りますけど、そのデータを学校から家のほうに持って帰って作業することができますけど、そのシステムも入れるようにしております。そのシステムにつきましてもすべてデータは暗号化して、なおかつそのデータを保存して持って帰る場合は、そのU S B機能につきましては、それを自宅のパソコンで使う場合につきましては、そのU S B機能からパソコン本体に保存をしたりコピーをしたり印刷をしたりすることはできませんので、U S B機能だけの中で処理をするという形をとらせていただいておりますので、そういう点が家庭で使うパソコンとは若干違うのかと思っております。

○議長（酒井恵明君）

大山議員。

○9 番（大山軍太君）

余りはっきりわからんやったけれども、パソコンとU S Bかなんかと別に、パソコンはパソコンで買って、U S BはU S Bで買うということはできんわけですか。それと一体しておかんといかんとでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

ふだん自宅で買われるUSBキーにつきましては後から自分で何千円かでございますので、買ってからいいと思いますけど、これはシステムのそういう機能をつけさせて一体的にシステムをつくっていくようにしておりますので、そういうことで当初の額から一体的に仕様書の中に含めさせていただいて入札をさせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

大山議員。

○9番（大山軍太君）

例えば、これがパソコンだけの入札ならば基山の業者に入札させてよかったわけですね。ここのにきの難しいのがついておるから、今までそういう取引関係じゃなからんと入札に入られないという条件がついておったと思いますが、それは間違っておったら間違っておったでございまして。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

これにつきましては基山の業者がどうのこうのということじゃなくて、まずこのコンピューターの設定までが必要なことと、校内LANの接続が必要なこと、それと教師用のふぐあいの出たときに迅速に対応が必要であること、また個人情報等を取り扱うことがほとんどであるため、万全なセキュリティー体制が必要なことということで、過去5年間に取引があった業者ということでしております。

○議長（酒井恵明君）

池田議員。

○13番（池田 実君）

確認をさせてください。この仕様書の中に機種の選定とありますが、こういった機種でないといかんというのは入っておったんでしょうか。どこのメーカーのものでもいいのか。いっぱいありますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

パソコン本体でございますね。パソコン本体については一応ノート型ということで、CPUにつきましてはインテルコア2の利用ということで限定をいたしております。それが入っておけばいいということです。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

池田議員。

○13番（池田 実君）

結果的に、この落札をされたところの機種は何でしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長のほうでわかと。総務課長、わからんなら、わからんと。

○総務課長（大石 実君）

済みません、私のほうではちょっとわかりません。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

済みません。遅くなりました。富士通のFMVでございます。

○議長（酒井恵明君）

池田議員、よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第73号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第74号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第6．第74号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の10ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

16ページをお開きください。

第2表地方債補正について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

12款1項5目、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

12款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

13款1項1目、3目。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

災害復旧費国庫負担金、7ページでよかですかね。

○議長（酒井恵明君）

はい、7ページです。

○4番（鳥飼勝美君）

この国庫負担金の災害は、補助率は。私は災害復旧のとば聞こうと思いよった。失礼しました。わかりました。

○議長（酒井恵明君）

補助率でしょう。わかりましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、次に行きます。

13款2項1目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

14款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

同じく14款2項、県補助金、1目、2目、3目、4目、5目、8目、9目、10ページ全部。平田議員。

○12番（平田通男君）

この県補助金ですが、その中の14款2項4目、農林水産業費県補助金の1,253千円については、歳出ではどこに入っていますか。今回の補助額は1,235千円ですが、差し引いてね。この1,253千円は、歳出の中の何款のどこに入っていますでしょうか、お知らせください。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは財源充当ということでございまして、歳出の3款2項。

○議長（酒井恵明君）

歳出のですね。3款、民生費、2項、児童福祉費、はい、いいですよ。ページと、それをおっしゃってください。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

ページが24ページでございます。

○議長（酒井恵明君）

3款2項1目ですね。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

3款2項1目の児童福祉総務費、ここの中に財源が充当ということでございます。これはひまわり教室の関係でございまして、あくまでも今回については歳入で県支出金で補助金

をいただきますので、その分を3款2項1目に財源充当をさせていただいているということでございます。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

そしたら、逆に支出をすることも課のほうに聞きたいと思いますが、その中の今回、学童保育の、これひまわり教室と思いますが、今つくっているやつですね。今建設をしようとしているひまわり教室の中で537千円をその中から使うということですね。（発言する者あり）だから、極端に言ったら、款項目の違うやつを別の款項目に充当できるんですか、これ補助金が。できる。——できるね。

○議長（酒井恵明君）

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（大石 実君）

できます。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

そしたら、今の農林環境課長の説明からすると、残りのお金はどこに入っているんですか。どこに充当しているんですか。1,253千円の中の今回五十何万円を使っているわけですね、学童保育に。

○議長（酒井恵明君）

537千円。

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

まず、10ページでございます。歳入、14款2項4目の2節でございます。1,379千円、これを県補助金でいただくわけでございますが、この金額が先ほど申し上げました歳出24ページでございます。3款2項1目の財源内訳、国県支出金ですね、ここでは13,201千円、更正になっていますけれども、この中に先ほど申し上げました1,379千円が入って、最終的にはこの13,201千円が更正になったということでございます。だから、この財源内訳の中で充

当をさせていただいているということでございます。今回の場合は財源内訳の変更ということでございます。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。（「3回目いいですか」と呼ぶ者あり）3回目、まとめてしてください。

○12番（平田通男君）

よくわからないんですが、私の能力が不足しているんだろうと思うけど、そうすれば、具体的に歳出の中で、また同じことになりますから、ここでもう聞きますが、24ページの特別支援学校放課後児童健全育成事業費負担金というのは何に使われるんですか。具体的には学童保育の中の何に使うんですか。建設のために使うんですか、これ。工事費に使うの。あるいは備品じゃないですか。農林課の事業だから、当然それに関係する事業で使うんだろうと思うけれども、具体的に何に使うんですか。

○議長（酒井恵明君）

具体的に説明してくださいね。こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今言われました佐賀県森林整備加速化・林業再生事業費補助金1,379千円につきましては、今回の補正では財源内訳での変更ということで、24ページの中にちょっと見ていただきますと、国県支出金のところに、ここでは三角になっております。子育て応援特別手当が大きく減額になっておりますので、三角になっておりますが、そのプラス・マイナスのところに1,379千円、ひまわり教室の木質化分の補助ということで入れさせていただいております。実際的には、9月の補正のときに一般財源の追加ということで10,000千円、放課後児童教室建設工事というお願いをしております。ここに県のほうからたまたまと言ったらいけませんが、遅くこういう内示が来まして、それを補助金として使っていいですよという連絡が来ましたので、この工事のひまわり教室の床材の分の補助として後だって今回の10月の補正で財源を充当させていただくということで今回上げさせていただいている分でございます。ひまわり教室の床材の木質化の補助ということでございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

今のところですけど、これは県林産材木の使用ということでの補助でございますけど、ち

よっと私はっきりわからないんですが、基山小学校の改築が行われましたけど、これにも相当基山町の木材を使っておると思うんですが、これは対象事業にはなってないんですかね。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

基山小学校の分は別の補助事業でやられていると思いますが、今回の佐賀県森林整備加速化の分につきましては今年度県のほうが基金事業として始めております。8月ぐらいからやっと要綱とかQ & Aとかいうのができて、それから県のほうが補正等をして、今年度初めてそういう事業を始めております。小学校の分とはまた別のものと考えていただければというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

要するに条例の整理上の都合で該当しなかったと、そういう意味にとらえていいんですか。条例がなかったから、まだきちっと整ってなかったから小学校の分は適用外だと、そういうことですかね。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今回のこの事業につきましてはそういうことだと。新たに今年度の途中から始まった分だということで御理解いただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、11ページ、14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

16款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

17款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

19款4項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

同じく19款5項3目。重松議員。

○2番（重松一徳君）

3目のシンポジウム助成金、マイナス1,000千円と。これは来年の2月でしたか、シンポジウムを行うということで、これ新型インフルエンザの関係で、もうこれ中止ということで、完全に中止と。来年の行事について、今の段階で中止という判断を全部出されているんですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

このシンポジウム助成金につきましては、宝くじの助成を受けてということで来年の2月6日に子育てシンポジウムを予定いたしておりましたが、それを中止するということで、そのお金を返還するというのでございます。そして、来年度の主要な行事につきましては、対策本部のほうで、行うものと中止するものと、状況によって判断するものということを一応出しておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

原議員。

○11番（原 三夫君）

直接は、済みません、基山町史の販売代金のところですけど、ちょっと関連になると思いますが、400部を上げておるということでございますが、公的機関ですね、図書館とかいろ

んな学校とかそういうところに基山町史は当然置かれると思いますけど、こういうのは大体何冊ぐらい予定してあるのか、どういうところに置かれるのか、わかっておればお願いします。これは当然無料でしょうから。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

基山町史を寄贈というか、そういうのは先ほど原議員が言われたとおり、各協力をいただきました団体とか個人の方、そういう方には寄贈、贈呈をするようにいたしております。図書館等にも寄贈して、今の見積もりでございますけど、大体100冊程度にはなるかなというふうに計算をいたしております。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

400部の中に100冊があるということですね。（発言する者あり）これ実際、じゃ何冊つくられるんですかね。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

通史編でございますので、上下巻ありますけど、おのおの1,000冊ずつで、そのうちの100部程度をそういう協力いただいた方だとか、そういう図書館等に寄贈という形で贈るようになっています。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

はい、わかりました。

それで、いつもこういうのを歴史関係のやつをつくられるんですけど、まだ今までの分でも、町史じゃないけど、かなりまだ余っているんじゃないかと、在庫がですね。この販売、またこれもせっかくだついてもなかなか値段も高いし、町民がなかなか買わないと。せっかく多くの金を使ってつくっていただいたけど、なかなか基山町の町民に親近感がないと、歴

史書が。また残るおそれがあるんじゃないかと思っておりますけど、そういうことで特に販売方法、啓蒙啓発についてはどういうふうなことを考えてあるのかお聞かせください。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

今回の基山町史につきましては11月から販売を始めておりまして、町内につきましては広報、ホームページ、それと各家庭に申し込み用紙のチラシをつくりまして配布をいたしております。また、ほかの市町村につきましては広報掲載等の依頼をしながら販売をお願いしていきたいというふうに思っていますし、今後ともまた販売促進につきましては、町内についてはまた広報等でも再度掲載をしながらするとともに、団体とかそういう会議等があったときには、その機会があれば販売のPR等を行ってきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

○12番（平田通男君）

今の基山町史の件ですが、そうしますと、この1冊の単価は幾らかかったことになるんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

委託契約関係等の書類を持っておりませんでしたので、ちょっとそれで割り返す資料がありません。申しわけありません。（「概算でいい」と呼ぶ者あり）

済みません、ちょっと概算の概算でございますけど、大体80,000千円程度ということで、通史編を上巻、下巻、1,000冊、1,000冊、それと資料編を500冊つくりますので、大体割り返すと32千円程度になるというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

平田議員、よろしゅうございますか。平田議員。

○12番（平田通男君）

もちろんつくることに関しては議決もして、そしてでき上がってきているわけですが、さっき原議員から話があったように、これを売りさばくというのは並大抵の努力をしないと、

極端に言ったら35千円かかったものを7千円で売りますよということでしょう、概算ですけどね。これだけかかっている価値のあるものですから、ぜひ買ってくださいということでしょうんな形でPRをされると思うんですが、たまたま私が前回これに携わっておりまして、前回の基山町史の場合、こう残ったんですよ。もうどうしようもないように倉庫がいっぱいですね。

—————[発言取り消し]—————

—————だから、倉庫を整理するためにさばいたんですね。だから、同じことをまた繰り返さないでいように、徹底したPR活動をしてもらいたいと思います。これはお願いしておきます。

○議長（酒井恵明君）

大山議員。

○9番（大山軍太君）

今の販売方法ですけれども、今、基山の中学校の卒業生の同窓会を割と基山の小ホールで行っているわけですが、自分たちの卒業は28、29年度でした。ということで、町民会館の事務所であるわけですね、これを売ってくださいということで。自分たち、よそからみんな来ていますから、買っていくわけですよ。そのときは30冊か40冊ぐらい売りました。というような方法をとると、基山の人全部来るわけですから、やっぱり買って帰りたいわけですよ。そういう方法もあるということをお知らせしておきます。

○議長（酒井恵明君）

要するに販売に努力してくださいということですので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

じゃ、次に行きます。20款1項1目、6目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

それでは、ここで10時55分まで休憩いたします。

～午前10時43分 休憩～

～午前10時54分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

先ほどの平田議員の質問の中で不適切な表現もあったようですから、本人から申し入れがあり、訂正したいということでございますので、許可いたしております。平田議員お願いします。

○12番（平田通男君）

大変申しわけありません。それこそ30年前の話でございますので、ああいう不適切な発言をいたしました。基山町史の件に関しましては、全部削除をお願いしたいと思います。全部。

○議長（酒井恵明君）

全部ですか。（「はい、全部削除してください。はい」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございました。じゃ、そのように対応させていただきます。

それでは、第74号議案に対する質疑は終わります。（「歳出がまだ。歳入が終わりました、今」と呼ぶ者あり）

歳入が終わりました。（発言する者あり）いや、そういう、申しわけございません。

17ページをお開きください。歳出に入ります。

2款、1項、1目、2目、5目、6目。重松議員。

○2番（重松一徳君）

5目の13節、不動産鑑定業務委託料70千円出されております。グリーンパークの土取りのがけ地の不動産鑑定と。これは何平米のところの不動産鑑定か、そして、ここについては今まで販売計画とかいろいろあったけれども、今回こうしてきちっとまた不動産鑑定も行ってするわけですので、その後の計画が何かあれば説明をいただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

この面積でございますけれども、また、今現在、分筆作業を行っているところでございま

す。それで、予定としては約ですけど、5,900平米ですね。日立物流がぜひ買いたいというような申し出等がっておりますので、それについて、もし売れるならば売りたいということで、今回価格を決めるなら、やはり鑑定をとらなくてははいけませんので、鑑定をとるよう計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員よろしゅうございますか。（発言する者あり）はい。ほかにございませんか。

18ページ、2款、1項、13目、14目。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

14目の防災諸費の新しく防災情報通信設備工事、新規事業と思っておりますけど、私は当然、これは資料としてその資料が提出されると思っていたんですけど、これ資料はないですか、どういうものか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

申しわけございません。資料は一応あるのはあります。ちょっと議会の資料としては、申しわけございません。つけておりません。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

やはり、町長がおっしゃいます情報の共有、こういうのは町民に対して非常に重要な設備でございます。私たちも知りたいと思います。きょうじゅうでもいいですから、コピーするだけでしょうから資料の提出をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

はい、資料提出をしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

質問者、鳥飼議員、後日というか、後刻よろしゅうございますか。（発言する者あり）は

い。じゃあ、そういうところで準備をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次のページ、19ページ。

2款、3項、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款、4項、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款、5項、1目、2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款、1項、1目、2目。重松議員。（「22ページですね」と呼ぶ者あり）22ページです。

○2番（重松一徳君）

2目の13節、委託料、配食サービスの事業委託料、今回1,060千円、利用者がふえたということと言われておりますけれども、今までの、現在使用されていた配食、それプラスどれぐらいの方の利用者がふえてこの金額の補正になったのでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

一応、昼食が6,000食、夕食が2万2,000食で予定をいたしておりましたが、現在の9月までの状況から判断いたしまして、昼食が7,560食、夕食が2万3,800食程度になるという見込みでございますので、その差額の分の今回補正をお願いいたしておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

今のこれ1年間の配食の数ですね。済みませんけれども、利用者数でちょっと説明してい

ただけますか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今、一番の直近での利用をされてある方につきましては、まず、昼食が42名、それから夕食が91名。ただし、昼食につきましては、夕食も合わせてとられてありますので、そこは重複いたしますけれども、それぞれの人数が以上の人数でございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。原議員。

○11番（原 三夫君）

3款、1項、2目の20節の扶助費ですが、この中で敬老祝金が480千円削減になっておりますけれども、更正に。これはどういう意味でしょうか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

9月に支払いをいたしましたので、額が確定いたしました。予定といたしましては、438人の方を予定いたしておりますが、実質的には416名と。死亡とか転出とかされました関係で、額の確定ということでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

同じ目のところでして緊急通報システム業務委託料が追加になっております。何人分追加なのか、現在の利用者、基準、その辺説明ください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、9月末現在で設置数が93台でございます。この状況で、一応あと見込み的に100台程度になるということで追加をお願いいたしております。

それで、条件でございますが、基本的には独居の方、あるいは老々夫婦の方が基本でござ

いますが、中には日中独居の方もございますので、その内容をいろいろと検討してきた結果、日中でもどうしてもやっぱり必要な方がいらっしゃいますので、そういう方にも今、設置を許可といいますか、設置をしておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

それで、非常に大事な緊急の通報システムというふうに思っておりますが、実際の利用頻度といいますか、その辺の実情はどうでしょう。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

中には、やっぱり実際、急を要するときにボタンを押して対応される方ももちろんあります。設置している状況の割合には、なかなか利用はそんなにないと。ただ、これは気持ち的な、これを設置しているというふうな安心感等にもあると思いますが、思ったよりはそんなに通報はあっておりません。大体、限られた方が偏った形で利用されているというのがちょっと今のところ現状でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

はい、それはわかりました。

それで、19節の地域共生ステーション安全対策事業費補助金500千円、もちろん、歳入にも上がっているわけですが、これは消防法施行令の改正に伴って、認知症の高齢者グループ施設に対してのスプリンクラーの設置と。それに対する2分の1の補助という形で、1カ所だけというふうにお聞きをしておりますが、基山町内には何カ所かあると思いますけれども、箇所数、基山町には何カ所ありますか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

この対象となる施設につきましては、春風という施設の1施設でございます。これは、地

域共生ステーションという推進事業の実施要綱が県に作成されてあります。その中で該当する施設が春風という1施設でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

認知症の、いわゆる宅老所ですよ。町内まだあると思うんですよ。あるわけでしょう、施設的には春風だけじゃなくて。春風は（発言する者あり）小倉やったですかね。（発言する者あり）ええ、町内には幾つかあると思うんですけれども、ほかのところは基準に該当しないと。もしくはその施設長というか、その方がスプリンクラーというか、の設置を希望しなかったということなのか。私は老人痴呆症の方、痴呆と言うと申しわけないですが、認知症の方に対する、こういう安全な設備を当然備えつけるということは非常に大事。既にもう備えつけになっているかもしれませんけれども、というふうに思うんですけれども、何か1カ所というのはね、いかなもんかというふうに思っているもので、ちょっとお伺いしているんですけれども、どうです。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、確かにグループホーム等、ほかにもございます。ただし、この補助対象となる、佐賀県地域共生ステーション推進事業実施要綱の対象となる施設としては登録をされてあります地域共生ステーション、県内で120カ所程度ございますが、その登録された施設が春風だということで、これの対象になるものにつきましては、登録された施設しかないということでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ行きます。23ページ。

3款. 1項. 5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款. 2項. 1目、2目、3目、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次行きます。

4款. 1項. 1目、3目、4目。

4款. 2項. 1目。

4款. 3項. 1目。

6款. 1項. 1目、2目、3目、5目。重松議員。

○2番（重松一徳君）

6款. 1項. 1目の8節. 標準小作料策定委員謝礼86千円が減額されておりますけれども、少し内容を詳しく説明していただけますか。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは、標準小作料策定委員謝礼でございますけれども、今までは3年に1回小作料の見直しということでやっておりましたけれども、農地法の改正によりまして、今後は情報提供だけということになりました。そういうことで、8節の小作料策定委員謝礼を今回減額させていただくということでございます。

それで、農業委員会としては、今までどおりの情報提供だけはさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

情報提供というのが、「広報きやま」の10月15日号でしたか、平成21年度秋期農作業標準賃金という形で農業委員会のほうから出されているんだろというふうに思いますけれども、今まではきちとした小作料という形で出されていたので、標準単価というのもし出てい

たんだと思いますけれども、今から先はじゃあ、そういうきちとした基準というのはもう出ないという形になるんですかね。ただ、資料として農業委員会が出すという形になるんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

はい、そのとおりでございます。あくまでも資料ということで情報提供をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、6款、2項、1目、2目。

7款、1項、2目。（発言する者あり）30ページですよ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、31ページ。8款、2項、1目、2目。

8款、3項、3目。松石議員。恐れ入ります。議長と声をかけてください。（「はい」と呼ぶ者あり）私は下ばかり見ていますので、申しわけございません。

○10番（松石信男君）

公園費の関係ですけど、都市公園環境整備業務委託料と1,400千円追加されておりますけれども、これは具体的には何ですか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

これは都市公園内の樹木の伐採とか剪定でございまして、前にもこの工事費は3,000千円補正をさせていただきまして、伊勢前児童公園、玉虫、氏林公園等の高木の剪定とか伐採、あるいは中央公園の低木の剪定を行っております。そういう業務でございまして、まだもう

少し伐採等が必要な箇所もございますので、今回1,400千円追加をさせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

8款. 4項. 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款. 5項. 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、35ページ行きます。

9款. 1項. 2目。

10款. 1項. 1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款. 2項. 1目、2目、3目、4目まで行きます。38ページまで。

10款. 3項. 1目、2目。

10款. 4項. 1目、3目、4目、5目。40ページ、全体です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款. 5項. 1目。

10款. 6項. 1目。

11款. 1項. 1目。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

わかりませんので、説明をお願いします。

災害復旧工事ですけど、これは19,000千円の工事費が出ておりますけど、個人からの分担金が10,286千円歳入に上がっておりますけど、残りは町費なのか、国の補助がないのか等についてお伺いします。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

この農地農業用施設災害復旧工事でございますけど、これは国からの補助、それとあとは受益者の分担金ですものございまして、町からの補助はございません。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

歳入に国庫補助、分担金入っていないように思いますけど、それと、この補助率といいますか、は何%でしょうか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

農業費の分担金は11款、1項、1目、歳入に補正をいたしております。

それと、この県補助金でございますけど、事項別明細書の10ページでございますが、14款、2項、8目の災害復旧費県補助金の中に今回追加で補正をさせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

ということは、補助率は50%ぐらいしか、激甚災とかそういうときには該当にならなかったんですか、90%、補助率が半分ぐらいしかなかったんです。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

新聞等では激甚災になるんだということが報道されておりましたけれども、国、県からはそういうなったという通知は来ておりません。

しかしながら、今週、熊本の農政局まで情報申請に行っておりますので、ある程度の上乗せはあるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

これは、7月26日の大変な災害があった中での農業施設関係の2カ所と農地関係が10カ所ということですが、内容についてわかればちょっと教えていただきたい。

また、この工事が私の記憶では農地の補修関係とか、そういうふうなのについては400千円以上の工事費がかかる工事じゃないとこの対象にはならないというようなことも聞いておりますが、その辺についてはちょっと内容をお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。2施設とかそういうのはどんなふうですか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

これは、農地災害は10カ所、それから農業用施設は2カ所の計12カ所でございますが、この農業施設の2カ所はですね、1件は水路でございます。あと1件は、いわゆる農道でございます。あとの農地災害の分は個人所有の田畑の災害の分でございます。だから、採択基準が農地は400千円以上の事業費が積算できないものが、この農地災害の事業に該当するというところでございます。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

そういうことになりますと、例えば、業者から農地の土手が崩れておったというような形で1,000千円の見積もりをとって、そして、災害に出されてですよ、田んぼが崩れたとき、400千円は町から出て、あとの600千円は個人負担というふうな形になるわけですか。（「違う」と呼ぶ者あり）反対ですか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

先ほども申し上げましたが、この農地災害はですよ、1カ所、その現地調査して積算して400千円以上に達しなければ、農地農業用施設、この災害には該当しないということでございます。

で、400千円以上が積算で見込まれる部分については該当しますけれども、これで国の査定を受けて、それで初めて通るわけです。それで、1,000千円かかっても、それはあとの率

で分担金は計算されます。

○議長（酒井恵明君）

その分担金ば具体的に、例えば、仮に1,000千円として。

○まちづくり推進課長（平野 勉君） 続

一応、激甚災とかそういうものでもまた率は変わってきますけれども、大体50です。50%（「個人負担」と呼ぶ者あり）個人負担です。だから、仮に1,000千円工事費がかかると。そして、自分の負担が500千円もかかるなら、もうやめたというふうなことも時たまあります。

○議長（酒井恵明君）

林議員、3回目です。

○8番（林 博文君）

しかし、やっぱり城戸辺も相当、田んぼの土手が崩れたり、五、六十万円とか1,000千円近くかかるところもあるようですが、そういうところの申請も出ているかと思いますが、新聞報道によりますと基山地区は激甚災害として、ある程度指定を受けておるというふうな形で話も聞いておったわけですが、今の段階ではまだやっぱりわからないわけですか。激甚債というと90%は補助が出るような形も聞いておりましたが。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

先ほども答弁いたしましたけれども、激甚災に指定されるというような報道は私も知っておりますけれども、正式にそうなりますよという国、県からの通知は来ておりません。

ただ、多分かなりの率で、状況になるんじゃないかというふうには思っていますけど、ここですとやはりちょっとなかなか今の時点では言えません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

今の関連になりますけど、工事費が400千円以上ということですけど、この基準ですね、基準というかどうかという……ちょっとわかりません。ちょっと説明します。例えばですよ、5

畝あるとひとかくらがね、5畝、150坪、ひとせまちが5畝あったと。その中で2カ所土手が崩れたと。そして、200千円と100千円じゃったと。300千円でしょう。100千円足らんから、それはだめなんですね。3回までしかできんからずうっと言いますけど、それはだめということですね。

それと、今度はその所有者の問題ですね。その辺一帯を五、六枚持っておると。面積は幾らでもいいですけどね、そして所有者が1人であると。そして五、六枚あってAさんというのが全部持っている。そこは全部何カ所か崩れて、五、六カ所崩れて400千円超したと、そういうふうないろんな基準というか何というんですかね、400千円の範囲といいますか、その辺の説明をちょっとしていただきたいと思います、いろいろと具体例を示しながら。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

ちょっときょうここに詳しい資料を持ってきておりませんので、十分な説明はできませんけれども、田畑の1枚とか所有者が1人とか、それではありません。一定の限られた区域でございます。そこに例えば、田んぼで何枚も崩れたとか、固まって。それと所有者も何人もおられても、それが400千円以上になれば、それは1カ所として災害で採択をされるというふうな基準になっております。だから、ただ土手が、先ほどおっしゃいましたように、田んぼの同じのりで2カ所崩れて300千円、これだけだったらならないです。ただ、隣の議員の土地、田んぼがもうほとんど一団として、また別のところが崩れて、その地域一帯として、その条件に見合えばそれは災害として採択がされます。

ただ、ちょっと細かいところの基準がいろいろございまして、例えば、もともと土羽だったのが今回は業者に見積もりをしたら、石積みをしたらこのくらいになります、400千円を超えますからこれはと、これはならないということです。もとに戻すというのが基準でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

ちょっと1件確認しますけれども、9月の町政報告の中で、たしか農業関係被害は52件の73,000千円ということをお伺いしました。今回の災害関係の復旧工事12件ということであり

ますけど、例えば、今回でこれが一段落するのか、あるいはこの件数との差は先ほど言ったような件数の差なのか。今後、これ以上まだ復旧工事が発生するのか、その辺のことについてわかりましたら。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

林道関係で、美しい森林整備事業というのがございます。その分で実質、中身は災害関係ですけれども、林道の改良事業という形でさせていただくということで、先日も申し上げましたけれども、現在、補助金申請をしておりますので、その決定待ちということでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（発言する者あり）はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次のページ行きます。

11款．2項．1目。

12款．1項．2目。

14款．1項．1目。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

予備費がだんだん少のうなってきたておりますけど、27,000千円がわずかといいですか、8,000千円と。町長、これで財政運営は、もし緊急の場合どういうふうにお考えですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

一応、これで乗り切ろうと思っております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

これは1,000千円でも500千円でもゼロじゃない限りずうっと下げていくということですか

ね。ということで、一時どういことがあったらいかと。議会にもかけなくて専決でもどうしても緊急的になったときとか、そういう面があったときに私は適正な予備費の計上というのは調整基金を取り崩してでも予備費としては留保しておくべきと思っています。これが幾らまでなら予備費は、適正な予備費というのはある程度あるんでしょう。だから、その基準を私は下回っているんじゃないかと思っているんですよ。だから、当然これについては、こういうことじゃ、小森町政としてはですよ。だから、こういうときには財政調整基金を予備費に充当するなり、そういうことで適正な予備費を当然町長としては置いとくべきだと思いますけど、その辺はどうです、適正な予備費の。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

今、当然、もっと予備費はあるべきだとは思っております。ただ、今回につきましては、ちょっとこれでいきたいと思っております。

もし、そういった急用で要る場合は申しわけございませんけど、臨時議会等を開いてお願いをしなければならないとは思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第74号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第75号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第7．第75号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の18ページお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、事項別明細書を入ります。

3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

歳入、3款、1項、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款、2項、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款、2項、1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

9款、1項、1目。

次、歳出行きます。

1款、1項、1目、2目。

1款、2項、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

1款、3項、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10ページの2款、1項、1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款、2項、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款、1項、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4 款. 1 項. 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6 款. 1 項. 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

15ページ行きます。

7 款. 1 項. 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8 款. 1 項. 1 目。松石議員。

○10番（松石信男君）

財源内訳の変更ということで出されておりますけど、これ説明をしてください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

このほかにも財源内訳の変更のみでお願いしている部分もございますが、一応先ほどの一般会計でもございましたが、歳入の状況によりまして一般財源で対応しておったものが補助の対象になったり、それとか、繰入金の状況によりまして上がってくるとかで財源内訳の変更という形でお願いしているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

それで、今、特定健康診査事業費ということでございますけれども、ちょっと説明してくれんですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

この財源の主なものにつきましては、5 ページ、6 款の財政調整交付金、保健事業が主な

財源内訳の変更になっているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（発言する者あり）はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款、2項、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

9款、1項、1目。

11款、1項、1目。

20ページ、11款、3項、2目。重松議員。

○2番（重松一徳君）

ここの関係というわけじゃないんですけれども、なかなか数字の羅列で、例外というものもあるんですね。それで、例えば、保険給付費の増加とか高額医療費の増加の分とか、この部分についてはグラフで何か、国保の運営委員会なんかのときは出たりしていた部分のそういう資料をぜひ提供していただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょう。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それにつきましては、グラフで示したものを準備したいと思います。

○議長（酒井恵明君）

重松議員よろしゅうございますね。（発言する者あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第75号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第76号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第8、第76号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

まず、議案書の22ページをお開きください。

第1表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書に入りますが、3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

歳入、1款、1項、1目。

2款、1項、1目。

3款、1項、1目。

4款、1項、1目。

6款、3項、3目。

歳出に入ります。8ページを。

1款、1項、1目。

2款、1項、1目。

4款、2項、1目。

5款、1項、1目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第76号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第77号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第9、第77号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

じゃあ事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1 款、1 項、2 目。松石議員。

○10番（松石信男君）

滞納分が確定ということでありました。現在、後期高齢者の保険料、いわゆる1年以上にわたって滞納されている方は何人いらっしゃいます。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

1年以上といいますか、これは今のところ1年でございまして、ちょっと人数的には申しわけございません。ちょっと私が手元に持っておりませんが、多分20名程度だったと思います。そのうちに現在でいきますと半数程度は納めていただいております。

今回の補正の内容につきましては、一応、額の確定に伴いまして50%を滞納収納率ということで上げさせていただいているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

それで、私は一貫して申し上げているわけですが、資格証明書の発行の件、これは何回も質問して、検討して検討してということで、結論はもう出ているのではないかというふうに思うんですが、この滞納者に対して資格証明書の発行はされるんですか、それともしない、短期保険証で対処するのか、どうですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

確かに、1年以上になった場合には資格証明書を出すということになっておりますが、後期高齢は連合で行っております。構成団体によりましては国保自体にも出していない市町があったり、もちろん、うちみたいに出しているところもありますが、そういう状況がそれぞれ違いますので、まだ調整はついておりません。

それで、後期高齢のほうについては、基本的には出すという立場であります。しかし、それを発行する際には各市町村にその状況を報告して、その市町で判断をして、この方についてはやはり悪質だという場合については出しますけれども、それ以外については、その要件

を満たしてあっても内容的にやはり出すべきじゃなかろうという判断をした後にその市町で直接的には出すような方向で、今協議中でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

そうすると75歳以上の方ですね。基山町として、ちょっと発行する場合については、発行する予定なのかどうか。先ほどの答弁では国保と同じように悪質な人に限りというような答弁のように聞いたんですけれども、今現在悪質と思われる方、これはいらっしゃるんですか、75歳以上の方。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

基本的にはいらっしゃらないと思っております。

まだ、後期高齢のほうから直接該当する方の内容が来ておりませんので、私もはっきりは申し上げられませんが、基本的にはそういう方はいらっしゃらないものと思っております。

やはりどうしても所得によっては確かに高額な方がいらっしゃいます。こういう方につきましては、いろんな事情で分納という形もとっていただいている部分もありますので、基本的にはそういう方がないものという立場のほうで、いろいろと検討をさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次行きます。

4 ページ、4 款. 1 項. 1 目。

歳出に入ります。

1 款. 1 項. 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款. 1 項. 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第77号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第78号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第10. 第78号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入歳出まとめていきます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細、3ページをお開きください。

歳入、2款. 1項. 1目、2目、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款. 1項. 1目、2目。

6款. 2項. 1目。

6ページ、歳出に入ります。

2款. 1項. 1目。

2款. 2項. 1目。

3款. 1項. 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第78号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 諮問第1号

○議長（酒井恵明君）

日程第11. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、

本諮問に対する質疑を行います。

議案書の30ページ、履歴は次のページ、31ページに記載されております。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、諮問第1号に対する質疑を終わります。

日程第12 第79号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第12. 第79号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

第79号ですね、こども片山議員とここだけ一致するということじゃないですけど、提案理由ですね、これはまさにそのとおりなんですよ。ここに書いてある提案理由というのは条文に書いてあるとおりなんですよね。問題はこの改正が何の理由で改正するかというのが抜けているんですよ。資料を見ると業務が廃止になっておるから、こういうときこそ市町村圏組合のこういう業務が廃止になったためと、こういうふうな理由のつけ方をしてほしいと思うことでございます。

で、私の質問ですけど、広域圏の市町村圏計画の策定及び管理並びに連絡調整に関することが廃止されたということですけど、これは具体的にどういうことですかね。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）

業務の中で鳥栖地区の広域市町村圏計画策定業務というのをつくりまして、広域の中でこういう事業をしますというのの計画を立てて、それが交付税の対象になるわけですが、ところが、合併等の関係もありまして、今回そういった広域圏計画は業務から外しますよという国の方針が出ましたので、その部分については、計画としては今年度いっぱい計画を立てております。しかし、これは21年度の3月31日をもって廃止になっておりますので、計画自体は今年度いっぱい生きておりますけれども、今後そういう計画はつくっていかないということが、1点と。あと組織としては吉野ヶ里がこれを外れることによりまして、あと介護がありますけれども、介護は吉野ヶ里は佐賀広域のほうに入っておりますので、団体からは

抜かれるということで、今回こういう改正をお願いいたしております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

わかりました。それならば、鳥栖地区広域市町村圏組合規約という、そのものが名前は変わらにゃでけんと言なかですか。鳥栖地区広域市町村圏組合というのは変わっていないでしょう、題名は。だから、鳥栖地区広域市町村圏組合廃止だと、極端な場合、これは鳥栖地区介護保険組合規約とすべきじゃなかですか、広域圏というのはなくなっているのが、その辺の説明。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）

広域圏組合自体はなくなっておりません。これは今後もまだ広域行政で一部組合つくってでも何かあるのじゃないかということで存続をさせると。しかし、業務として、その広域市町村圏の中の業務の中に先ほど言いました広域市町村圏計画策定業務と介護、そういったものが広域市町村圏の中でありますけど、計画の策定業務については、今後はもう行っていないと。しかし、今後、まだ組合としては新たな広域行政としては考えられるということで、組織としてはまだ残しておくことになっております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

組織としては広域圏を残すということですね。ここでなんですけど、この中では、町長、合併問題とか、そういう話というのは俎上に上がったりますんですか、この広域圏組合の中ではそういう問題は全然、ちょっと。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

この広域圏の中ではそういう合併とかなんとかという話は全くございません。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

大したことじゃないかもわからないけど、せっかく変えられるんだったらタイトルを変えられませんか。というのは、今、村はないわけですからね。ということの提案だけです。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）

これは、前回のときにもちょっと組合のほうの内容で条文改正があったんですけども、その時点で村がなくなっております。前回のときに協議があったんですけども、構成団体の中で、このまんまの名前でいこうということで統一をされております。そういう報告だけさせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

県は逐次変えていっていますね。どんどん村を外していっているんですが、やはり実態に合ったものにしないとですね。まあ歴史もあるんでしょうけど、それ以上やらないじゃないかと思いますね。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第79号議案に対する質疑を終わり、ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時50分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

午前中の資料要求があっていましたが、皆さんの手元に健康福祉課長のほうより提出され

ておりますが、総務課長からの分もございますね。全国瞬時警報システム、皆さん届いていきますね。（発言する者あり）はい。

日程第13 第80号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第13. 第80号議案 基山町公共下水道工事請負契約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の3ページ、追加のほうですね。ございますか。林議員。

○8番（林 博文君）

今回の工事請負契約の変更ということで、変更後が102,690千円ということですが、いろいろ問題になるところはないかと思いますが、この資料の3ページの5番の契約保証金というのは基山町契約規則第25条第1項第1号により免除ということですが、これは金額に問わず、こうふうなときは保証金はやっぱり全然取らないわけですかね。例えば、今回のように契約変更になって、もうこれが破棄された場合、決裁がおりなかった場合は業者が撤退するというようなことになれば工事が中断したり、いろいろ支障も来すわけですが、保証金も幾らからは取る、幾らまでは要らない、こういうのは免除というようなところの規定か何かありますか、ちょっとよかったら教えてください。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

契約保証金は契約金額の100分の10以上ということになっております。

ちょっと済みません。免除の場合は契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。それとか、契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したときなどが考えられます。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

今回の入札関係については中野建設がとってあるわけですが、事前にこの工事については、推進工関係ということで、相当基山の業者もするところがあるということがあったわけですが、実際的にはJRとの関連というふうな形でこのような契約になったということの経過を

聞いておりますが、今回の工事の変更請負契約にどうしてもしなければならなかった最大の要因はやっぱり異物が中に入っておったということですが、その前に十分やっぱり国鉄等の調査はどこら辺までされて中野建設との話し合い、そういうののされた経過をちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

補足説明の中でも申し上げましたけれども、この下水道工事を設計、そして、施工する場合に地下埋設物があるのではないかと考えられましたので、立体交差工事を発注した佐賀県、そして、受託した九州旅客鉄道株式会社にも問い合わせをいたしました。しかし、既に設計図書が廃棄されておりまして確認できませんでした。

また、この立体交差周辺で占有をしています九州電力、N T T、それから佐賀東部水道企業団とか、あるいは都市ガスの管理者にも同じような調査を行いました。が、いずれも、やはり設計図書等はありませんでしたので、地下構造物の確認ができなかったわけでございます。

○議長（酒井恵明君）

いいですか、林議員いいですね。はい。重松議員。

○2番（重松一徳君）

これは総務の所管になりますので、この場で聞きたいと思えますけれども、今回、請負代金の変更前と変更後の金額が2,325,750円と。これが新たに追加された部分の請負金額になるわけですが、この2,325,750円という金額はどのようにしてはじかれて、積算基準は何をもとにこれはじかれた金額でしょうか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

この額でございますけれども、これもまた補足説明でも申し上げましたが、当初設計額は141,358,350円でございます。で、今回変更設計をいたしましたところ144,635,400円となりまして、この変更設計額が3,277,050円の増となっております。当初請負額は入札の結果によるわけでございますけれども、100,364,250円でございますので、今回、その落札率を掛けまして変更額は2,325,750円となるわけでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

中野建設が71%で前回落札しているというのがあって、今言われた部分の全体工事費の積算から71%に掛けて、その差額で出したというのはわかるんですね。問題は私が聞いているのは、この2,325,750円という工事費のですね。だから、全体の、これ落札、早い話が71%を掛けた金額がこの金額ですよ。だから、もともとのこの100%の金額をどういうところで計算した分ですかと私聞いているんです。意味がわかりますかね。今言いました2,325,750円というのはですね（発言する者あり）意味がわかりますか、言っている意味が。（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

先ほど申し上げました額については、これは国、県が示しております公共単価で積算をした額でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

今回の場合は埋設物があるというのがわからずに推進工法でしていったと。たまたまぶつかって、これより推進工法をするのを続けるわけにはいかないということで開削をして埋設物が埋まっているから、これ追加工事と。これは追加工事すること自体も私問題がある。たかが契約金額の2%ぐらいですので、問題があると思いますけれども、私は何回もここをしつこく聞いているのはですね、公共単、あれで出しましたと言われましたけれども、もともと中野建設が、やっぱりこれ積算根拠の中に入っているんじゃないですか。私も何回もこういう経験をしたことがあるんですけれども、安い金額でとってから、71%程度ぐらいでとってから（発言する者あり）追加工事が出た場合に、中野建設にとっては71%で仕事をさせられるというのがもうわかっているんですね。だから、予定価格をするときにですね、自分のところはこれだけ概算して、するとかかりますよというのがもう本来の1.3倍ぐらいの金額を上げたりする場合があるんですね。だから、逆に言えばこういう工事が出た場合にですよ、

これは相見積もりを、例えば、必ずしも中野建設がしなくても、その部分の工事だけでもさせるとなった場合はですよ、これ相見積もりか何かという形はなかったんですか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

当初設計でも、多分、何か地下埋設物はあるだろうということは予想しておりましたけれども、最初からそういうものが出てくるだろうというところでの設計はいたしておりません。

それと、相見積もりといったようなものはいたしておりません。

それで、まあ金額的に言えば、当初契約額からいけば二百数十万円ということになりますけれども、これは契約の約款の中に、賃金、または物価の変動に基づく請負代金額の変更等という中にうたわれておるわけですが、1,000分の15を超える額については請負代金額の変更に応じなければならないという約款を結んでおりますので、当然、設計が変更になって額がですね、上限が出てくる場合は当然、変更契約をしなければならないと考えております。

○議長（酒井恵明君）

3回終わりました。（「ちょっとまあ1回いいと思います」と呼ぶ者あり）はい、もう1回あります。林議員。

○8番（林 博文君）

私はほんに不満に思うわけですが、要はですね、今新聞で問題になっている佐賀県関係の新幹線の問題も長崎トンネルの表坂にしろ、白石高校の入札の変更、工事請負契約のこういうふうな追加工事、そういうのが前もってわかってとをこうして七十何%とって、また追加、追加で上げていくわけですね、金額が大きくなるわけです。

で、課長が今話されましたように、そういうところは松尾建設がまた違う建設にもう会社になったわけですが、今、重松議員が言われるように、この分だけを別にさせるということがされたわけですね。白石高校にしろあっちにしろ、表坂トンネルにしてもそういうことで、課長が言われましたように、この下の工事は当然あるんじゃないだろうかということの予測はあったということですが、そういうことならなおさら当初やっぱり調査をされて、あるかなかかをして、本当の入札を進めるべきじゃなかったのかということも私は不満に思うわけですが、その点どうなんですか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

確かにおっしゃることはわかります。事前にもう少し調査をしておけばということであろうと思います。設計図書を探しても見つからなかったから、じゃあ、事前にその調査をということでもありますけれども、この場所が県道でございまして、国道との合流の交差点付近で交通量も非常に多いという箇所でございます。それで、先ほど申しましたように、建設当時の設計図書等がない中で、広い範囲の掘削調査等をするというのはなかなか費用面でも難しいということで、もし出てきたときは、これはまた設計を変更するということになるだろうということを想定した中での設計をしたわけでございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにはございませんか。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

基本的なことですけど、この資料である契約書のほうをちょっと見ていただきたいんですけど、写しのほうです。仮建設工事変更請負契約書を資料でいただいています。ここでちょっと見ただけでわかるのは、この変更というのはもとの本契約があつてですね。もとの契約が何月何日に契約したどういう契約をこういうふうに変更しますということですね。結局、工期と請負金額の変更ですね。この契約書を相手と取り交わすわけですけど、いつ契約した何の工事というのが、いつの時点で変更したというのがここに記載されていないわけですね。議案のほうにはこけ書いてあるんですよ。80号議案で、平成21年6月15日に契約したという議案はですね。この文言を変更契約書の中に記載しておかないと、原請負契約がいつの時点で町長と中野建設としたという根拠というか、がこの契約書ではわからないじゃないですか。契約書、これを交換しているんでしょが、変更契約は。これにことしの6月に契約したというのを入れておかんといつ契約したかという根拠が、変更ですから、変更するんですから、変更前がどういう契約だったのかという根拠が日にちですね。だから、上記の工事と書いってでしょうが。そいけん、平成21年6月何日に契約した上記の工事についてと書けばいいけど、この下の文句ですね。いつ契約した、原契約日はいつのどの工事かと記載する必要ないですか、向こうの業者のほうとか町のほうは。議案としては上がっています、ことしの6月何日と。契約を取り交わすとき、この原請負契約書がだれ、いつ契約したかと

いう一番基本的な根拠というのが、この契約書では記載入っておらん、今ちょっと見たんですけど。そいけん、私としては、この変更契約書という、こういうスタイル必要ないと思うんですよ、文面で。平成何年何月に契約した変更のところだけでいいと思うんですよ。工期と金額と、どういうふうな見解、日にちは要らんですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

言っている意味は大体わかります。しかしながら、私はもうこれでいいんじゃないかなと思っているんですけども、確かに6月に契約をしております。それは6月の契約で契約そのものはありますので、これはその額と工期がこういうふうに変わりますよという変更の契約ですから、私はこれでいいんじゃないかと思っておりますけれども。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

結局ですよ、基本的なことを言っているんですよ。変更契約というのは原契約のどういう契約に基づいて変更しますかということでしょう。だから、極端に言えばいっぱい工事があると思うんですよ、業者の人も、中野建設の人も。変更契約をぼっと見ただけで、この変更契約書が何に基づく、どの工事に基づく、いつ契約したのを変更契約かと。私はいろいろ言いよらんとですよ。結局、町としても変更契約書を見ただけじゃ、原契約書がどの分かがこれじゃわからないんじゃないかと基本的なことを言っているんですよ。（「わかります」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

その件に関しては工事名等で私はわかるものと思っておりますけれども、どの契約というのはですね、工事名（「日にちはわかるんですか」と呼ぶ者あり）日にちはさっきも言いましたように、契約している分はありますからそれで足りると思っております。

これはさっきも言いましたように、額と工期の変更でございますから私はこれでいいと思っております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

結局、極端な場合、これは工事ですけど、土地の買収とかあつてすよね。ちょっと土地の売買契約書と普通の、何遍も言うですけども、契約書というのは原契約書がありますよね。ちょっと土地を町が1ヘクタール買いますと。それを変更する場合があるですよね。そうすると原則的に平成何年何月何日に契約した何々用地買収については、何月何日にこういうことで変更契約をするという変更契約書、必ずすつときはその根拠となる、いつ、どれがという、そういう根拠が必要と思うんです、最低限。

そいけん、私が言っているのは、この議案の書いてあるようなのを契約書の中に記載する必要があるんじゃないかということですけど。はい、わかりました。そういうことならば、私の一応そういう意見まで申しておきます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

前総務課長、先輩総務課長が文書指導をされていると私と思いますが、契約書は発刊番号とか、契約番号をとってあるんですから、それを入れられたらこれはより完成したものになると思います。

ところで、説明が同じこの場所で前回は教育課長だったかな、学校建設におけるプールの下の何かわからないやつが出てきたからということで追加工事をやりましたですよね。あのときの説明と今の説明に一貫性がない。要するに、ここで同じ説明があったら、同じレベルで同じ要領で説明されるとわかりやすい。例えば、あのとき問題になった、なぜしなかったかということが出たわけですよ。それは一般工事の常識として中のやつは追加工事代金は払うことになっているという御説明だったと私記憶していますね。そこまではボーリングというかパイプ入れているんです。これは地耐力をするためであって、中に工作物があるかどうかわからなかった。そのときは工事関係というか、建設関係の業者の一般常識として、それは新たな追加料金を取るんですよと、こういうのがあって小学校のプールの下のね、何か撤去費用、土砂を運び出す費用はなったわけですね。今回、その説明が全然学習をされていないで新たな説明になるから余計わからなくなった。前に審議しているわけですから、できた

ら前の行政の説明の仕方は一貫性を持って説明をしてあげたらありがたいな、我々も、素人にもわかりやすいなど、こう思いますので、よろしくお願いしますと思います。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

○12番（平田通男君）

3回しか言われませんので、ちょっとまとめて言いますが、今回のこの工事の、この工事というのは今回提案されている旭町の下を、いわゆる通過する污水管の幹線工事の一番最初に設計として上がってきた金額が1億四千何百万とおっしゃったですね。そうしますと、それに対する設計委託料は幾ら支払われていますか、まずそれが1つ。

そして、前回の質問の中で、いわゆる地下に何があるかわからない状況だから、しかし、そのことは考えないで設計をされた。その結果として地下に埋設物があって、これを撤去するために今回は二百数十万円の金がかかりますよということで変更契約を出されているわけですね。そしたらその要因はどこにあるんですか、責任は。ただ、地下にあって地下のものはわからんからと。わからんからというならですね、そういう理論が通るならば、例えば、140,000千円のもの競争入札によって現実的には110,000千円支払われていると。110,000千円です。そしたら、設計委託料も当然110,000千円掛け0.何%とかにかけて設計委託料を払ってもおかしくないわけでしょう。設計業者が適当な金額、これは適当な金額だから、わからんものがあるかもしれんということを知っているながら設計委託料を業者が出したわけでしょう。まず、1つだけ答えてください。設計業者に幾ら払ったですか。これはもう払っているからわかるとるやろ。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

この設計委託料については、ちょっとここに資料を持ってきておりません。もう随分前に設計をいたしておりますので、ちょっと調べたいと思います。（「パーセンテージ関係はわかる」と呼ぶ者あり）そういうことはわかっじゃん。（「そういうことやない」と呼ぶ者あり）はい。（「そういうことやない」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

この設計委託料の額の算定は建築とかの設計の場合とはちょっと違いますので、その率を掛けて出るという額じゃございませんので、この区域の設計をしたときの額はちょっと調べたいと思います。わかりますので、時間をちょっといただきたいと思いますが。

○議長（酒井恵明君）

すぐ問い合わせたらわかること（「ちょっと文書を探さなければなりません」「もうそりゃいい」「いいですか」と呼ぶ者あり）

○12番（平田通男君） 続

少なくともですね、140,000千円の工事だったら10,000千円ぐらい払っているんじゃないかなと思うんですがね、設計委託料を。そして、その設計に基づいてね、業者が工事をしたと。工事をした結果、地下に埋蔵物があったから、また、今度は業者がこの工事を進めるために変更契約をして二百数十万円の金を要求してきたと。（発言する者あり）してきたと違うなら、なぜ払わにゃいかんの。じゃあ払わなくちゃいけない理由を言ってください。何に基づいてどう払わなくちゃいけないのか。

○議長（酒井恵明君）

手順からね、きちっと。まちづくり推進課長。（「最初何かあるかわからんということと言うとったわけだから」と呼ぶ者あり）

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

先ほども申しましたように、この立体交差事業で地下に何らかの埋設物があるのではないかという想像はついたわけです。それで、先ほど申しましたように、発注をした佐賀県、そして受けた九州旅客鉄道、それから先ほども申しましたように、この地下に埋設をしております九州電力、N T T、それから佐賀東部水道企業団とか、都市ガスを埋設している業者等にも、この区域での地下埋設物についても何かわかるような図面がないかということを知りましたが、既にもう保存年限が過ぎておって、そういう設計図書はありませんということでございましたので、確固たるそういう埋設物の位置、あるいは確認ができませんでしたので、とりあえず——とりあえずといいますか、そういうものも当たらないというところで当初設計をしておりました。それで、もし当たったときは、これはまたそのときに設計変更をして施工をしなきゃならないということを考えておりました。で、結果的に当たってしまったわけございまして、なかなか地下の工事が想定できないことが結構、起こり得るこ

とでございます。

それと、これについては業者側から要求があったからということではなくて、やはり設計に基づいて発注をいたしておりますので、その設計内容がやはり変わるなら、当然、設計変更して、それに額が変われば増減の変更契約はしなければならないというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

今の答弁からすると、そうすると責任は発注を受けた側にあるわけですね、設計業者じゃないわけですね。（発言する者あり）発注した側にあるわけですか、町のほうにあるという説明ですか。そしたらね、うがった見方をすれば安い金額で落札をしてね、そして、あと何か当たったから、また追加工事これだけ金がかかりますよと。今回はたまたま2,000千円ですけど、これが1けた違ったらどげんなるの。そのときも発注を出したほうの町が悪いから追加工事、契約変更をこういう形で出してくるわけですか。そういう説明でしょう。町が悪いんだろう。埋蔵は何があるかわからんから、設計契約は設計上これだけの金になりますよと。しかし、ただし、何があるかわからんからということも言うておるわけやろもん。そして、その金額に基づいて業者が落札をした。どこに責任があるんですか、じゃあ。

○議長（酒井恵明君）

今問うてあるように責任の所在ははっきり答弁してください。町は責任あるのか。はい。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

責任の所在と申されますけれども、これは、こういうトラブルといいますか、設計を変更しなければならない事態が生じたということでございまして、これを受けた業者側に責任があるということでもないし、あえて言えば発注した側の設計、そのときにこれは把握できなかったというものもあります。しかし、それでだれが悪いということには一概に言えないだろうと思います。

結果的に設計変更をせざるを得なくなったということでございます。（「わからん。もう1度、最後ね」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

もう1度いいんです。3回目。

○12番（平田通男君）

じゃあ、責任はどこにもないということね。やむを得ないことだね。やむを得ないことだから、今回、地下に何があるかわからないような状況の中での入札結果が出て、だれも責任がないけれども、やむを得ず、これは契約変更をせざるを得ないということで今回なされたというふうに理解していいんですかね。

そうなってくると設計業者にも言うとのわけやろが、さっきから言っているように。地下に何があるかわからないよと。そうすれば、そういうことはある程度予測して設計額なんか決めてくるんじゃないんですか。全くそれは無視してせんでいいと。

全く同じことが埋蔵文化財で言えるわけですよ、全く同じことが言えるわけ。埋蔵文化財も破壊者側が必ず100%負担しなくちゃいけないようになっていきますね。ところが、そういう問題を起こさないために予備調査をするわけですよ。予備調査をして、そして、最終的に委託料を決めて工事費を支払う。この場合は予備調査も何もしらんわけでしょう。じゃあ予備調査だけ先に契約をすりゃいいじゃない、そういうことならば。下に何があるかわからないものをね、そのときになってみて契約をして、また税金から、だれも責任がわからんと。

○議長（酒井恵明君）

今、質疑途中でございますが、答弁もほうぼうから、ああだこうだと出ているようですので、ここで答弁調整のため、暫時休憩します。

～午後1時34分 休憩～

～午後1時49分 再開～

○議長（酒井恵明君）

会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第80号議案に対する質疑を終わります。

以上で質疑のすべてを終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔付託表配付〕

○議長（酒井恵明君）

ただいま付託表を配付していただきましたが、配付漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

配付漏れなしと認めます。

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後 1 時51分 散会～